

令和 5 年度食品安全委員会運営状況報告書（案）

令和 6 年 6 月 5 日

目次

第1	令和5年度における委員会の事業運営方針	1
第2	委員会の運営全般	1
第3	食品健康影響評価の実施	3
1	リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件の着実な実施	
2	評価ガイドライン等の策定等	
3	「自ら評価」を行う案件の推進	
第4	食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視	6
1	食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査	
2	食品安全モニターからの報告	
第5	食品の安全性の確保に関する研究・調査事業の推進	7
1	食品健康影響評価技術研究の推進	
2	食品の安全性の確保に関する調査の推進	
3	研究・調査事業の追跡調査、プログラム評価等の実施	
第6	リスクコミュニケーション・情報発信の促進	9
1	様々な手段を通じた情報の発信	
2	「食の安全」に関する科学的な知識の普及啓発	
3	関係機関・団体との連携体制の構築	
第7	緊急の事態への対処	16
1	緊急事態への対処	
2	緊急事態への対処体制の整備	
3	緊急時対応訓練の実施	
第8	食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用	17
第9	国際協調の推進	18
1	国際会議等への委員及び事務局職員の派遣	
2	海外の研究者等の招へい	
3	海外の食品安全機関等との連携強化	
4	海外への情報発信	

令和5年度の運営状況	令和5年度食品安全委員会運営計画 (令和5年3月28日食品安全委員会決定)
<p>第1 令和5年度における委員会の事業運営方針</p> <p>食品安全委員会（以下「委員会」という。）は、令和5年度食品安全委員会運営計画（令和5年3月28日食品安全委員会決定）に基づき、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第23条第1項に規定する所掌事務の円滑かつ着実な実施に取り組んだ。</p>	<p>第1 令和5年度における委員会の事業運営方針</p> <p>食品安全委員会（以下「委員会」という。）は、引き続き、食品安全基本法（平成15年法律第48号）に定める基本理念及び施策の策定に係る基本的な方針並びに「食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項」（平成24年6月29日閣議決定）に基づき、国民の健康の保護を最優先に、委員会の所掌事務を円滑かつ着実に実施するとともに、委員会の業務改善を進めていく。</p>
<p>第2 委員会の運営全般</p> <p>➡参考資料2—2（p2～5）参照</p> <p>（1）委員会会合の開催</p> <p>令和5年度は、41回の委員会会合を、原則として毎週火曜日14時から公開で開催した。委員会の運営については、以下の見直し等を行った。</p> <p>① 新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に伴い、令和5年5月より、委員会、専門調査会等への傍聴者の現地受け入れを再開した。YouTube 配信については引き続き実施した。</p> <p>② 4月25日の第897回委員会会合において、「食品安全委員会運営規程」（平成15年7月1日食品安全委員会決定）及び「食品安全委員会専門調査会等運営規程」（平成15年7月9日食品安全委員会決定）を改正し、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後も、専門調査会等への出席は、Web 会議システムを利用した方法で行うことができることを明文化した。</p> <p>③ 10月10日の第916回委員会会合において、「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」（平成21年10月8日食品安全委員会決定）について、評価書を改定せず評価結果を通知する場合を明文化する一部改正を行った。</p> <p>④ 令和6年1月16日の第925回委員会会合において、「食品安全委員会における調査審議方法等について」（平成15年10月2日食品安全委員会決定）について、委員会における調査審議等のより一層の中立性・公正性の確保を図るため、特定企業との経済的利益関係に関する基準等についての一部改正を行った。</p> <p>なお、臨時会合の開催はなかった。</p> <p>（2）企画等専門調査会の開催</p> <p>令和5年6月1日の第39回会合において、令和4年度食品安全委員会運営状況報告書について審議を行い、了承された。また、令和5年度の「自ら評価」案件選定の進め方について審議を行い、案件の募集を進めることが了承された。</p> <p>11月17日の第40回会合において、令和5年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告及び令和5年度の「自ら</p>	<p>第2 委員会の運営全般</p> <p>（1）委員会会合の開催</p> <p>原則として、毎週1回、委員会の委員長が委員会に諮って定める日に、公開で委員会会合を開催する。なお、緊急・特段の案件については、臨時会合を開催し、対応する。</p> <p>（2）企画等専門調査会の開催</p> <p>本年度の企画等専門調査会については、別紙1のスケジュールで開催する。</p>

評価」案件候補の選定について審議を行った。

令和6年2月1日の第41回会合において、「自ら評価」案件候補の選定については審議の結果、提案された案件はいずれも「自ら評価」案件候補とはしない旨を委員会に報告することとなった。

令和6年度食品安全委員会運営計画案について審議を行い、一部修正の上、了承された。さらに、令和5年度食品安全委員会緊急時対応訓練の実施結果について事務局から報告を行うとともに、令和6年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画案についても審議を行い、了承された。

(3) 食品健康影響評価に関する専門調査会の開催

令和5年度は、添加物専門調査会(5回)、農薬第一専門調査会(10回)、農薬第二専門調査会(6回)、農薬第三専門調査会(5回)、農薬第四専門調査会(8回)、農薬第五専門調査会(6回)、動物用医薬品専門調査会(8回)、器具・容器包装専門調査会(4回)、汚染物質等専門調査会(1回)、微生物・ウイルス専門調査会(3回)、プリオン専門調査会(6回)、かび毒・自然毒等専門調査会(1回)、遺伝子組換え食品等専門調査会(12回)、新開発食品専門調査会(2回)及び肥料・飼料等専門調査会(10回)をそれぞれ開催した。

また、委員会の下に設置された栄養成分関連添加物ワーキンググループ(1回)、薬剤耐性菌に関するワーキンググループ(7回)、評価技術企画ワーキンググループ(5回)及び有機フッ素化合物(PFAS)ワーキンググループ(6回)をそれぞれ開催した。

このほか、委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象については、「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」(平成21年10月8日食品安全委員会決定)に基づき、22件について、専門調査会の調査審議を行うことなく、食品健康影響評価を行った。

① 令和5年度新たに設置したワーキンググループはなかった。9月26日の第914回委員会会合において、香料ワーキンググループ及びぶどう酒の製造に用いる添加物に関するワーキンググループの廃止を決定した。

② 8月10日の農薬第四専門調査会に遺伝子組換え食品等専門調査会の専門委員1名を招いて調査審議を行った。
2月1日の農薬第三専門調査会に農薬第一専門調査会の専門委員2名を招いて調査審議を行った。

③ 合同で開催する案件はなかった。

(4) 委員会と専門調査会等の連携の確保

専門調査会等における円滑な調査審議を図るため、「食品安全委員会委員の専門調査会及びワーキンググループの担当について」(令和3年7月1日食品安全委員会決定)に基づき全ての専門調査会等に委員が出席し、情報提供を行うとともに、必要に応じて助言を行った。

(3) 食品健康影響評価に関する専門調査会の開催

食品健康影響評価を的確に実施するため、専門調査会を開催する。

既存の専門調査会等での審議が困難な課題や複数の専門調査会等に審議内容がまたがる課題について、効率的な調査審議を実施するため、以下の取組を行う。

① 委員会の下に専門調査会と同等の位置づけとするワーキンググループを設置

② 専門調査会等に他の専門調査会等の専門委員を招いて調査審議

③ 関係する専門調査会等を合同で開催

(4) 委員会と専門調査会等の連携の確保

専門調査会等における円滑な調査審議を図るため、原則として全ての専門調査会等に委員会委員が出席し、必要に応じて、情報提供を行うとともに、助言を行う。

<p>(5) リスク管理機関との連携の確保 関係府省間の密接な連携の下、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進するため、「食品の安全性の確保に関する施策の実施に係る関係府省間の連携・政策調整の強化について」（平成24年8月31日関係府省申合せ）に基づき、食品安全行政に関する関係府省連絡会議（令和5年12月20日開催）や、同会議幹事会（原則毎週金曜日に開催）等を通じて、リスク管理機関との連携を確保した。</p> <p>(6) 委員会におけるDXの取組について 食品健康影響評価書（毒性試験データ）のオープンデータ化に向けた調査を行い、食品健康影響評価書作成の効率化と、評価書作成に伴い整理した毒性データを国際的な形式で提供可能とするデータベース化について検討を行った。 食品健康影響評価技術研究において「デジタルトランスフォーメーション（DX）推進に関する研究」について、令和5年度の二次公募課題として8月3日から8月30日までの期間で公募を行い、1課題を採択するとともに、令和6年度分の優先実施課題として9月12日から10月17日までの期間で公募を行い、1課題を採択した。 令和6年度に食品の安全性の確保に関する海外の最新情報の収集・整理のデジタル技術を用いた自動化に向けた試行を実施するため、具体的な実施方針の検討を行った。</p> <p>(7) 事務局体制の整備 汚泥資源の肥料としての活用、牛のげっぷや家畜排せつ物由来の温室効果ガスの発生を抑制する新たな飼料添加物等の実用化等の新興課題に対応する評価体制の強化を図るための定員を確保した。</p>	<p>(5) リスク管理機関との連携の確保 食品の安全性の確保に関する施策の整合的な実施等の観点から、関係府省連絡会議等を通じ、リスク管理機関との連携を確保する。</p> <p>(6) 委員会におけるDXの取組について 食品健康影響評価書及び委員会が保有する毒性評価結果等について、知的財産上の配慮を講じつつ、オープンデータ化の構築に向けた調査・検討を行う。また、リスク評価業務の効率化や評価技術の高度化を図るため、データベースやAI等デジタル技術の活用可能性について検討を進める。</p> <p>(7) 事務局体制の整備 評価体制等の充実を図るため、必要な予算及び機構・定員を確保する。</p>
<p>第3 食品健康影響評価の実施</p> <p>1 リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件の着実な実施 ➡参考資料2-2（p6）参照</p> <p>(1) リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件について リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件については、リスク管理機関との間で事前及び事後の連携を密にし、リスク管理機関から必要な資料が的確に提出されるよう徹底するとともに、提出された資料の精査・検討はもとより、国民からの意見・情報の募集等を十分に行い、科学的知見に基づく客観的かつ中立公正な食品健康影響評価を着実に実施した。 令和5年度は、添加物、農薬、動物用医薬品、遺伝子組換え食品等を始めとする85件について食品健康影響評価の要請があり、前年度までに要請のあったものを含めて、93件について評価結果を通知した。以下は、その概要である。</p> <p>① 添加物 厚生労働省から4件について食品健康影響評価の要請があり、前年度までに要請のあったものを含めて、厚生労働省に6件の評価結果を通知した。</p>	<p>第3 食品健康影響評価の実施</p> <p>1 リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件の着実な実施 最新の科学的知見に基づき、客観的かつ中立公正なリスク評価を推進する。</p> <p>(1) リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件について 評価要請の内容に鑑み、食品健康影響評価に必要な追加情報を求めた場合その他特段の事由がある場合を除き、早期に食品健康影響評価が終了するよう、計画的・効率的な調査審議を行う。 特に、令和4年10月に評価要請が開始された農薬の再評価について、評価指針等に基づき、各種試験データや公表文献等を用いて、最新の科学的水準に立った評価を進める。</p>

② 農薬

厚生労働省又は農林水産省から計 38 件について食品健康影響評価の要請があり、前年度までに要請のあったものを含めて、両省に計 39 件の評価結果を通知した。

③ 動物用医薬品

厚生労働省又は農林水産省から計 9 件について食品健康影響評価の要請があり、前年度までに要請のあったものを含めて、両省に計 16 件の評価結果を通知した。

④ 器具・容器包装

厚生労働省から 4 件について食品健康影響評価の要請があり、厚生労働省に 3 件の評価結果を通知した。

⑤ 汚染物質等

前年度までに要請のあったものについて厚生労働省に 1 件の評価結果を通知した。

⑥ 微生物・ウイルス

厚生労働省から 1 件について食品健康影響評価の要請があり、厚生労働省に 1 件の評価結果を通知した。

⑦ プリオン

厚生労働省及び農林水産省から計 2 件について食品健康影響評価の要請があり、前年度までに要請のあったものを含めて厚生労働省に 2 件の評価結果を通知した。

⑧ かび毒・自然毒

厚生労働省から 1 件について食品健康影響評価の要請があった。

⑨ 遺伝子組換え食品等

厚生労働省又は農林水産省から計 16 件について食品健康影響評価の要請があり、前年度までに要請のあったものを含めて、両省に計 9 件の評価結果を通知した。

⑩ 肥料・飼料等

厚生労働省又は農林水産省から計 8 件について食品健康影響評価の要請があり、前年度までに要請のあったものを含めて、両省に計 12 件の評価結果を通知した。

⑪ 薬剤耐性菌

農林水産省から 2 件について食品健康影響評価の要請があり、前年度までに要請のあったものを含めて、農林水産省に 4 件の評価結果を通知した。

なお、令和 5 年度における専門調査会別の食品健康影響評価の審議状況、食品健康影響評価を要請された案件等の処

理状況については資料2-2 (p4) のとおりである。

(2) 企業からの申請に基づきリスク管理機関から要請を受けて行う食品健康影響評価について

企業申請品目については、「企業申請品目に係る食品健康影響評価の標準処理期間について」(平成21年7月16日食品安全委員会決定)において、標準処理期間(要請事項の説明を受けた日から、リスク管理機関に資料を要求している期間を除き、結果を通知するまでの期間)を1年と設定しているが、令和5年度においては、前年度までに要請のあったものを含めて、63件の評価結果をリスク管理機関に通知したところ、標準処理期間を超過したものはなかった。

(3) いわゆるポジティブリスト対象品目の食品健康影響評価について

実施手順に基づき、リスク管理の妥当性について評価するための考え方、海外評価書等を用いた評価書評価、*in silico*評価方法も活用しつつ調査審議を行い、厚生労働省に計3件の評価結果を通知した。

2 評価ガイドライン等の策定等

→参考資料2-2 (p7, 8) 参照

○ 蓄積されてきた食品健康影響評価結果や国際的動向、新技術の動向等を踏まえ、遺伝子組換え食品等専門調査会において、「遺伝子組換え食品(種子植物)の安全性評価基準」(平成16年1月29日食品安全委員会決定)等の改正案をとりまとめ、令和6年3月26日の第935回委員会会合に報告し、同年3月27日から4月25日まで意見・情報の募集を実施した。また、遺伝子組換え食品等専門調査会において、改正後の食品健康影響評価指針を技術的に補完するための「技術的文書」について審議中である。

○ 「食品健康影響評価におけるベンチマークドーズ法の活用に関する指針」(令和元年10月29日食品安全委員会決定)について、ベイズ推定を活用したベンチマークドーズ法を使用する際の考え方を盛り込むための一部改正を、令和5年9月12日の第912回委員会会合において決定し、公表した。

さらに、疫学研究で得られた用量反応データにベンチマークドーズ法を適用する場合の手順や考え方を同指針に追加する改正について、令和6年2月27日の第931回委員会会合において審議結果案を報告し、同年2月28日から3月28日まで意見・情報の募集を行った(令和6年4月9日の第937回委員会会合において決定し、公表した。)

(2) 企業からの申請に基づきリスク管理機関から要請を受けて行う食品健康影響評価について

「企業申請品目に係る食品健康影響評価の標準処理期間について」(平成21年7月16日食品安全委員会決定)に基づき、標準処理期間(追加資料の提出に要する期間を除き1年間)内に評価結果を通知できるよう、計画的な調査審議を行う。

(3) いわゆるポジティブリスト対象品目の食品健康影響評価について

「暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順」(平成18年6月29日食品安全委員会決定)に基づき、計画的な調査審議を行う。

2 評価ガイドライン等の策定等

食品健康影響評価の内容について、案件ごとの整合性を確保し、調査審議の透明性の確保及び円滑化に資するため、必要に応じ、評価ガイドライン(評価指針、評価の考え方等)の策定及び改正を進める。

本年度においては、遺伝子組換え食品等について、「遺伝子組換え食品(種子植物)の安全性評価基準」(平成16年1月29日食品安全委員会決定)等の改正に向けた調査審議を引き続き行う。また、改正後の安全性評価基準(「遺伝子組換え食品(種子植物)に関する食品健康影響評価指針」等に名称変更予定。)に基づき、評価を行うための「技術的文書」(仮称)の検討を進める。

また、疫学研究で得られた用量反応データにベンチマークドーズ法を適用する場合の手順や考え方の整理に向け、引き続き検討を進める。

<p>3 「自ら評価」を行う案件の推進 ➡参考資料2-2 (p9,10) 参照</p> <p>(1) 「自ら評価」案件の選定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第39回企画等専門調査会(6月1日)において「自ら評価」案件の選定方法、スケジュール等について決定し、7月1日から1か月間にわたって一般公募を実施したほか、食品安全モニター、地方公共団体の食品安全担当職員及び専門委員からも募集した結果、6件の提案を受けた(1応募で複数案件の提案があるため、案件としては7件)。 ○ 第40回企画等専門調査会(11月17日)及び第41回企画等専門調査会(令和6年2月1日)における審議を経て、第928回委員会会合(2月6日)において審議した結果、今年度においては「自ら評価」案件として選定されたものはなかった。なお、スクラロース-6-アセテートについては、事務局において引き続き情報を収集することとなった。 <p>(2) 「自ら評価」の結果の情報提供等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「アレルギーを含む食品」について、令和3年度に評価した「卵」以外の、そば類、えび・かにに係るファクトシート作成のため、令和5年度調査事業を活用して「アレルギーを含む食品のファクトシート(そば類、えび・かに)の作成に向けた科学的知見の調査」を実施した。 ○ 「クロノバクター・サカザキ」について、乳児の健康被害を予防啓発するため、「粉ミルクは無菌とは限りません! 飲む直前に70℃以上のお湯で調乳し、速やかに消費しましょう」をメインメッセージとするウェブページを5月に開設し、適切な調乳と消費の方法について情報発信した。 	<p>3 「自ら評価」を行う案件の推進</p> <p>(1) 「自ら評価」案件の選定</p> <p>本年度における「自ら評価」案件の選定については、「食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価に関し企画等専門調査会に提出する資料に盛り込む事項」(平成16年5月27日食品安全委員会決定)及び「企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価対象候補の選定の考え方」(平成16年6月17日食品安全委員会決定)を踏まえ、別紙2に掲げるスケジュールで実施する。</p> <p>(2) 「自ら評価」の結果の情報提供等</p> <p>「自ら評価」が終了した案件については、その評価結果に関して、意見交換会の開催やFacebookでの発信等により丁寧に情報提供を行う。その際、対象者に応じて開催方法の工夫を行う。</p> <p>「自ら評価」案件選定の過程で決定された事項(情報収集等)について、その決定に基づき、ホームページ、Facebook等で情報提供を行う。</p>
<p>第4 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視</p> <p>1 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査 ➡参考資料2-2 (p11) 参照</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和3年10月1日から令和4年9月30日までにリスク評価の結果を通知した品目について、リスク管理措置に適切に反映されているかを確認するため、リスク管理に関する施策の実施状況調査(第28回)を実施し、第941回食品安全委員会(令和6年6月4日)にその概要を報告した。今回の調査対象は、令和3年10月1日から令和4年9月30日までにリスク評価の結果を通知した品目(97件)と、令和3年9月30日以前に通知が行われたが前回調査で具体的なリスク管理措置が講じられていなかった品目(77件)の計174件であり、このうちリスク管理措置済みとなった品目が107件、次回への調査継続となった品目が67件であった。 <p>2 食品安全モニターからの報告 ➡参考資料2-2 (p12,13) 参照</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和5年4月から令和6年3月末までに食品安全モニターから28件の提案・報告を受け付けた。分野別では、「アイスクリーム等冷凍食品に起因した食中毒」や「人口甘味料の発がん性」などの「リスクコミュニケーション」に該当するものが最も多かった(9件)。関係省庁別では、厚生労働省に関するものが最も多かった(22件)。 	<p>第4 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視</p> <p>1 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査</p> <p>食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況について、リスク管理機関に対し、10月を目途に調査を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じ、勧告、意見の申出を行う。</p> <p>2 食品安全モニターからの報告</p> <p>食品安全モニターから、随時、食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況等についての報告を求める。その結果については、必要であればリスク管理機関に対する勧告、意見の申出の参考とする。</p>

<p>○ 食品安全モニターに対する「食品の安全性に関する意識等について」の調査を令和6年1月から2月にかけて実施し、その結果の取りまとめを行っている。</p>	<p>また、食品の安全に関する意識等を把握するためのアンケートの調査を令和6年2月を目途に実施する。</p>
<p>第5 食品の安全性の確保に関する研究・調査事業の推進 ➡参考資料2-2 (p14~19) 参照</p> <p>1 食品健康影響評価技術研究の推進</p> <p>(1) 前年度に終了した研究課題の事後評価の実施 研究・調査企画会議事後評価部会において、令和4年度に終了した8課題について事後評価を実施し、10月10日の第916回委員会会合において評価結果を報告した。評価結果については各研究課題の主任研究者へ通知するとともに、ホームページに公表した。 研究成果報告書については、委員会ホームページで公表するとともに、3課題を対象として「令和5年度食品健康影響評価技術研究成果発表会」を令和6年3月14日に公開（オンライン）で開催した。</p> <p>(2) 本年度における研究課題の実施 14課題（令和4年度採択分7課題及び令和5年度採択分7課題）について研究を実施した。また、各主任研究者から提出された10月末時点等の研究の進捗状況についての中間報告書を取りまとめるとともに、令和6年度に継続実施予定の課題（9課題）については、研究・調査企画会議事前・中間評価部会（以下「事前・中間評価部会」という。）において研究者からのヒアリングを含めた中間評価を実施し、令和6年2月27日の第931回委員会会合においてその評価結果を報告し、研究継続を決定した。</p> <p>(3) 食品健康影響評価技術研究課題の選定 事前・中間評価部会において、令和6年度の優先実施課題（案）を取りまとめ、令和5年8月29日の第910回委員会会合において決定した。この優先実施課題に基づき、府省共通研究開発システム（e-Rad）により公募を行い、大学や研究機関等の関係機関に対し幅広く公募内容を周知した。 公募終了後、事前・中間評価部会において書類審査及びヒアリング審査を実施し、令和6年2月27日の第931回委員会会合において6課題（うち若手枠*が2課題）の採択を決定した。 ※令和6年度から「食品健康影響評価を担う若手専門家の育成枠」を開始</p> <p>(4) 適切な経理の確保</p>	<p>第5 食品の安全性の確保に関する研究・調査事業の推進 「食品の安全性の確保のための研究・調査の推進の方向性について」（平成22年12月16日食品安全委員会決定。以下「ロードマップ」という。）等を踏まえ、研究・調査を計画的に実施し、その成果を食品健康影響評価に活用する。</p> <p>1 食品健康影響評価技術研究の推進</p> <p>(1) 前年度に終了した研究課題の事後評価の実施 前年度に終了した研究課題について、別紙3に掲げるスケジュールで事後評価を実施するとともに、研究成果発表会の開催、ホームページでの研究成果報告書の公表を行う。</p> <p>(2) 本年度における研究課題の実施 本年度に実施する研究課題について、別紙3に掲げるスケジュールで中間評価を実施し、必要に応じ主任研究者へ研究計画の見直し等の指導を行う。</p> <p>(3) 食品健康影響評価技術研究課題の選定 来年度における食品健康影響評価技術研究課題については、食品健康影響評価を的確に実施するため、ロードマップを踏まえた優先実施課題を策定し、別紙4に掲げるスケジュールで公募・審査を行い、食品健康影響評価等の実施のために真に必要な性の高いものを選定する。公募の際には、大学等の関係研究機関に所属する研究者に向けて幅広く周知するとともに、課題の選定等に関する議事の概要を公表して透明性を確保する。</p> <p>(4) 適切な経理の確保</p>

研究費の適正な執行体制が確保されているかを確認するため、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和3年9月17日食品安全委員会事務局長決定）に基づき、契約時に各研究機関から体制整備等自己評価チェックリストの提出を求めるとともに、令和5年度に研究を実施している1機関に対して履行状況調査を実施した。令和4年度に履行状況調査を実施した研究機関（3機関）のうち、改善に向けて取組むこととなった1機関に対してフォローアップ調査を実施した。

（5）関係府省との連携

競争的資金に関する関係府省連絡会担当者会議に出席し、競争的資金の取扱い等に関して意見交換を行った。

新規採択課題の公募・採択や研究成果の公表等について、「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る担当者会議」の関係省庁担当者と情報共有を図った。

2 食品の安全性の確保に関する調査の推進

（1）食品安全確保総合調査対象課題の選定

令和6年度の優先実施課題に基づく調査課題について、事前・中間評価部会において審議を行い、令和6年2月27日の第931回委員会会合において4課題を選定し、調査の実施に向けて、入札公告等の手続を開始した。なお、入札公告の際には調査・研究機関に周知した。

（2）食品安全確保総合調査の実施

令和5年度調査課題について、総合評価方式による一般競争入札を行い、調査（5課題）を実施した。調査結果報告書については、知的財産等の情報の有無を順次確認した上で、食品安全総合情報システムにおいて公開する。

3 研究・調査事業の追跡調査、プログラム評価等の実施

（1）追跡評価の実施

10月16日の研究・調査企画会議プログラム評価部会（以下「プログラム評価部会」という。）において、研究・調査事業の食品健康影響評価への活用状況等について追跡評価を行った。

研究費の適正な管理のため、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和3年9月17日内閣府食品安全委員会事務局長決定）に基づき、研究機関に対する履行状況調査を行う。

（5）関係府省との連携

競争的資金に関する関係府省連絡会担当者会議に出席し、競争的資金の取扱い等に関して意見交換を行い、必要に応じ、研究に関する規程を見直すとともに、研究を効率的に実施するため、「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る担当者会議」（食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る関係府省相互の連携・政策調整の強化について（平成17年1月31日関係府省申合せ））等を開催し、関係府省との連携・政策調整を強化する。

2 食品の安全性の確保に関する調査の推進

（1）食品安全確保総合調査対象課題の選定

来年度における食品安全確保総合調査対象課題については、ロードマップを踏まえ優先実施課題を策定し、別紙5に掲げるスケジュールで、食品健康影響評価等の実施のために真に必要性の高いものを選定する。入札公告の際には、調査・研究機関に幅広く周知する。

（2）食品安全確保総合調査の実施

選定した調査の対象課題については、実施計画をホームページ等に公開し、その内容を随時更新するとともに、調査結果については、個人情報や企業の知的財産等の情報が含まれている等公開することが適当でないと判断される場合を除き、食品安全総合情報システムにより公開する。

3 研究・調査事業の追跡調査、プログラム評価等の実施

（1）追跡評価の実施

これまでにを行った研究事業及び調査事業について、研究事業及び調査事業の意義、運営方針の妥当性、成果の食品健康影響評価への活用状況等に着目

<p>(2) プログラム評価の検討及び実施 プログラム評価部会において、令和元年度から令和5年度までのプログラム評価結果（案）を取りまとめ、7月25日の第907回委員会会合において決定した。</p> <p>(3) ロードマップの改正等の検討 11月20日の事前・中間評価部会において、各委員から改正の方針について意見を聴取して食品の安全性の確保のための研究・調査の推進の方向性について（平成22年12月16日食品安全委員会決定。以下「ロードマップ」という。）の改正に向けた検討を開始した。</p>	<p>した追跡評価を行う。</p> <p>(2) プログラム評価の検討及び実施 研究事業・調査事業の総体としての目標の達成度合いや副次的成果等についてプログラム評価を行う。</p> <p>(3) ロードマップの改正等の検討 上記(1)(2)を踏まえて、必要に応じて調査・研究事業の充実を図るとともに、今後委員会において推進すべき研究・調査の方向性を明示するため、ロードマップの改正に向けた検討を開始する。</p>
<p>第6 リスクコミュニケーション・情報発信の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童及び保護者に向けて、キッズボックスで「食品安全のしくみ」などをテーマとして、リスク評価の仕組みや、委員会の役割を紹介した記事などを発信するとともに、Facebookにより周知した（4～7月）。 ○ 7月1日に委員会設立20周年を迎えたことを記念して、9月1日に記念式典及び国際シンポジウム（テーマ：リスク評価機関が直面する新たな課題とそれに対応するための体制整備）を開催するとともに、同シンポジウム開催に先立ち、報道関係者に事前解説した。また、一般消費者向けに20年間の委員会のあゆみやこれまでのリスク評価の主な成果をまとめた記念誌を作成した。さらに、ホームページに専用サイトを設置し、当該記念誌を公表するとともに、テーマ別の特別連載記事を公開（詳細は1(1)参照）するなど、関連情報を発信した（9月以降）。 ○ 報道関係者や一般消費者、食品関係事業者、地方公共団体職員などを対象に「有機フッ素化合物（PFAS）の食品健康影響評価書（案）」（1月、2月、3月）や「農薬の再評価に係る食品健康影響評価」（11月、3月）について解説する意見交換会などを開催した。 	<p>第6 リスクコミュニケーション・情報発信の促進</p> <p>消費者、行政、メディア、事業者、専門家等の関係者間の相互理解を深め、信頼関係を構築しつつ、食品安全に関する科学的知見に対する理解を促進するため、リスク評価機関としての委員会の認知度の向上を図りながら、対象者に応じた様々な媒体・機会を活用したリスクコミュニケーションや情報発信を積極的に行う。令和2年度に実施した「食品安全委員会が行うリスクコミュニケーションに関する意識調査」の結果において、消費者の食品安全に関する主たる情報源がテレビ・新聞等であったこと、また令和4年度に実施している「食品安全委員会が地方自治体等と連携して行う食品安全に関する情報発信・リスクコミュニケーションの強化に関する調査」の内容を踏まえ、次の取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 報道関係者、地方公共団体、食品事業者等の食品安全に関する情報を発信する者に対する、科学的情報、特に食品安全委員会が行った食品健康影響評価に関する適切な情報提供及び意見交換 ・ 妊婦、乳幼児をもつ保護者、小中学生、消費者全般等、対象階層を明確にしつつ、二次利用を意識した情報提供 ・ 地方公共団体が主体的に行う情報発信・リスクコミュニケーションを支援 <p>等を行う。</p> <p>以下、意見交換会等の開催については、対象者、規模</p>

1 様々な手段を通じた情報の発信
➡参考資料2-2 (p20~23) 参照

(1) ホームページ

○ ホームページで、食品健康影響評価の結果及びその他食品の安全性等に関する情報について、下記のとおり公開した。

- ・ 5月 「粉ミルク中のクロノバクター・サカザキについて (Q&A)」
- ・ 6月 委員会 20周年企画紹介ページを開設し、国際シンポジウムの開催案内・結果や、松永委員による特別連載記事「これまでの評価から」を随時掲載 (テーマは、6月：トランス脂肪酸、薬剤耐性、7月：カンピロバクター、8月：健康食品、10月：アクリルアミド、11月及び12月：BSE)
- ・ 7月 「アスパルテームに関する Q&A」
- ・ 8月 食品健康影響評価書の中で健康影響に基づく指標値の根拠となった毒性試験結果を取りまとめた「化学物質毒性評価データベース (農薬：約 50 成分の暫定版) / 英語版・日本語版」
- ・ 10月 食品ハザード情報ハブのページをリニューアルし、国際的なリスク評価機関の評価結果や Codex 規格・基準についての情報を追加
- ・ 12月 「PFOA 及び PFOS に対する国際がん研究機関 (IARC) の評価結果に関する Q&A」
- ・ 1月 二酸化チタンに関する川西委員のインタビュー記事 (インタビュアー：松永委員)
- ・ 1月 「『有機フッ素化合物 (PFAS)』評価書 (案) に関する Q&A」
- ・ 3月 「化学物質毒性評価データベース (農薬：約 400 成分) / 英語版・日本語版」

○ 新たに掲載した情報について、アクセスしやすく、また多くの閲覧に繋がるよう、その都度トピックスに掲載した。また、8月に、携帯端末での閲覧に適したレスポンシブデザインに移行した。

(2) SNS 等

食中毒予防に関する注意喚起等、速報すべき情報等について、広く周知できるよう、SNS 等により情報発信した。

① Facebook

科学的な根拠を伴う食中毒予防に関する注意喚起、最新の食品健康影響評価、食品安全に関する基礎知識、委員会の審議概要等を発信した。(約 14 本/月)

等に応じて、web 会議システム、対面形式、ハイブリッド方式等の特性を踏まえ、いずれの方式で実施するかを検討する。

1 様々な手段を通じた情報の発信

食品健康影響評価や海外情報その他の食品の安全性に関する最新の科学的知見を、媒体の特性を踏まえて迅速に発信する。

(1) ホームページ

食品安全に関心があり、情報入手、利用又は発信しようとするときに、検索や SNS を通じて閲覧する者に向けて、食品健康影響評価の結果、委員会、専門調査会及び意見交換会の開催状況、食品安全に関する最新の情報並びに妊婦、乳幼児をもつ保護者、小中学生等、特定の階層を対象とした情報等をそれぞれ掲載するとともに、より見やすく・より容易に目的の情報に到達でき、関連の情報にも誘導できるよう、ページ構成や記載内容を随時見直し、更新する。

(2) SNS 等

委員会の情報を広く届ける観点から、SNS やメールマガジン等のコミュニケーションツールの特性やその利用者に応じた内容での発信となるよう、各ツールを使い分け、連携させつつ、幅広く積極的な情報発信を行う。

① Facebook

委員会公式アカウント「内閣府食品安全委員会」をフォローし、食品安全への関心が高く、ある程度専門

② メールマガジン

委員会の開催等の情報を定期的に発信した。

③ ブログ

最新の食品健康影響評価等をより周知させるため、Facebook による発信と合わせて情報を随時ブログに掲載した。

④ YouTube

下記のテーマについて配信した。

- ・ 5月 「2023年世界食品安全の日に向けて『食品規格がいのちを救う』」
- ・ 2月 「食品安全オンラインセミナー『有機フッ素化合物（PFAS）の食品健康影響評価書（案）』」
- ・ 3月 「食品安全セミナー『農薬の再評価に係る食品健康影響評価』について～試験データを私たちはどう判断するのか～」

⑤ X

梅雨時期における食中毒の注意喚起や「世界食品安全の日」、また、食中毒の危険性が高い食べ方など報道やインターネットで取り上げられている話題等、時季や機会をとらえつつ、特に速報性が重要なテーマについて情報発信した。

生の肉は洗わないことの注意喚起、「世界食品安全の日」の周知、「黄色ブドウ球菌」や「クロノバクター・サカザキ」への注意喚起の投稿は、特に閲覧数が伸びた。

(3) 広報誌、パンフレット、ポスター、教材の作成

- 広報誌「食品安全」60号を7月にウェブサイトに掲載するとともに、冊子を関係機関や専門調査会専門委員等関係者に配布した。また、報道関係者や学会等へ広く周知した。
- パンフレット「食品安全委員会」を、広報誌とともに配布した。また、「キッズボックス総集編」については、依頼のあった講演や訪問学習の受け入れ等において配布した。
- 月刊誌「栄養と料理」（女子栄養大学出版）に「食品安全委員会発 ちょっとくわしく知りたい食品安全トピック

的な知識をもつ者に向けて、食品安全委員会の活動状況の他、機動的な対応が必要な健康被害案件、季節性を考慮した記事等、Facebook の拡散機能や利用者の二次利用を意識したテーマの記事を発信する。

② メールマガジン

メールマガジンに登録している、食品安全への関心が非常に高い者に向けて、委員会や専門調査会、意見交換会の開催状況等を発信するほか、特に緊急時には食品安全に関する正確な情報を発信する。

③ ブログ

検索エンジンや Twitter 等に貼られたリンクからさらに一次情報を求める等、食品安全に関してより詳しく正確な情報を求めている者に向けて、発信日時も含めたアーカイブ機能も持つブログの特性を活用して Facebook で配信した内容等の食品安全に関する情報を蓄積し、機会を捉えた Twitter での情報発信の際の資産の場とする。

④ YouTube

検索・おすすめ等で長くアクセスが得られることから、頻繁に映像や音声の情報を利用している者に向けて、意見交換会等の情報提供動画や消費者の関心が高かったコンパクトな動画等対象者を意識した情報を蓄積し、機会を捉えた Twitter や Facebook での発信の際の情報資産の場とする。

⑤ Twitter

報道関係者を含めた多くの者の情報収集の手段として用いられ、拡散力の高い Twitter の特性を活かし、食中毒の防止法等、身近に関心（共感）の高いものや、タイムリーなもの、緊急性の高いものを委員会の活動に結びつけて情報発信する。

(3) 広報誌、パンフレット、ポスター、教材の作成

委員会運営状況報告書に基づき、委員会の1年間の取組をわかりやすく取りまとめた広報誌「食品安全」を作成し、既刊のパンフレット「食品安全委員会」や「キッズボックス総集編」とともに、意見交換会、子ども向けイベント等において配布する。

ス」を毎月掲載した。

- 中学生向け副読本「科学の目で見る食品安全」について、11月に更新し、アレルギー表示などの項目について最新情報を掲載した。

(4) 食品の安全性に関する用語集

- 「ヒスタミン」「肥料取締法」について、新規掲載・時点修正を行った。
- 食品安全モニターや学会、食品科学を学ぶ学生等に、ウェブサイト版・冊子版の用語集を周知・提供した。
- 冊子版用語集の第7版印刷を行った。

2 「食品の安全」に関する科学的な知識の普及啓発

➡参考資料2-2 (p24) 参照

(1) 評価書等の解説講座

- 一般消費者、食品関係事業者、地方公共団体職員などを対象に、食品安全オンラインセミナー「有機フッ素化合物(PFAS)の食品健康影響評価書(案)」を開催した(2月)。
- 一般消費者、食品関係事業者、地方公共団体職員および食品安全モニターを対象に、「食品安全セミナー『農薬の再評価に係る食品健康影響評価』について」を開催した(3月)。

リスクアナリシスの考え方やリスク評価の実例について解説したポスターについて、学会のブース出展の機会を捉えて掲示するなど、委員会の活動等に対する理解促進を図る。

加えて、学校教育関係者が学校現場で活用するための教材の活用を促す。

(4) 食品の安全性に関する用語集

食品安全に関して、基本的な考え方を整理しつつ、各用語の内容を説明する「食品の安全性に関する用語集」について必要に応じて見直しを行い、ウェブサイトの更新を行う。

食品健康影響評価の理解促進のため、ウェブサイト版・冊子版ともに広く周知・提供する。

2 「食品の安全」に関する科学的な知識の普及啓発

消費者の食品安全に関する科学的知見に対する理解の促進を図るため、以下の取組を行う。

(1) 評価書等の解説講座

リスク管理の根拠となる食品健康影響評価やリスクプロファイル等について理解を深めるため、講座「精講：食品健康影響評価」を開催する(食品の安全性の確保に向けて必要な施策・措置を講じる責務を有する食品関連事業者及び行政担当者並びに食品安全分野に係る研究者等を対象)。

(2) 意見交換会、講師派遣等

一般消費者や食品関係事業者等に対して、意見交換会・講師派遣等を下記のとおり実施した。

日付	依頼元	意見交換会・セミナー名	講演テーマ	演者	参加人数
5月18日	株式会社 食品化学新聞社	ifia/HFE JAPAN 2023	食品により媒介される微生物等に関する食品健康影響評価指針	山本委員長	100
6月12日	長浜バイオ大学	生物生産学概論	リスクアナリシスによる食品の安全確保と食品安全委員会の役割	事務局職員	40
7月20日	山形県	食の安全推進交流会	肉の加熱不足による食中毒と低温調理について	香西委員	100
7月27日	(公財)日本食肉消費総合センター	食肉学術フォーラム	食肉に関連する食中毒の現状	山本委員長	20
8月10日	岡崎市	食品衛生月間特別講演会	低温調理は大丈夫？お肉の取扱いと食中毒予防	香西委員	150
8月25日	佐賀県	食の安全・安心講演会	知っておこう！食物アレルギー	脇委員	100
8月26日	京都府保険医協会	食の安全問題講演会	健康食品のチェックポイントを知ろう！～安全な利用のために～	脇委員	30
9月28日	食生活ジャーナリストの会	食生活ジャーナリストの会勉強会	食品安全委員会の20年、これまでの歩みと今後の展望	山本委員長	140
10月5日	東京都	食の安全都民フォーラム	ここがポイント！低温調理	香西委員	- (動画配信)
10月16日	沖縄県	地方共催意見交換会 リスクコミュニケーション「知って防ごう食中毒」	知って防ごう食中毒	事務局職員	30
10月20日	全国食品衛生監視員協議会	全国食品衛生監視員研修会	食品安全委員会の20年、これまでの歩みと今後の展望	浅野委員	100
12月1日	京都府	地方共催意見交換会 リスクコミュニケーション「身近な食品のリスク」	食品安全の基本とカフェインの安全性について	事務局職員	60
12月2日	三重県	三重県食の安全・安心研修会	食品添加物の現状と、私たちの選択	川西委員	130
12月6日	群馬県	群馬県食品安全セミ	食品添加物の安全性の評価	川西委員	20

(2) 意見交換会、講師派遣等

地方公共団体、消費者団体、学術団体、職能団体、事業者団体、学校教育関係者等との間で意見交換会やセミナー等を行う。その際には、「食品の安全」に関する科学的な知識の普及や委員会の認知度向上等の目的に留意しつつ、対象者層を勘案しながらテーマや形式（相互対話、講演、ブース展示等）について決定する。なお、これらの意見交換や講師派遣に当たっては、地域的な偏りの無いよう配慮するとともに、必要に応じて、リスクコミュニケーションの事務の総合調整を行う消費者庁と連携を図りながら実施する。

委員会の国際的な認知度の向上と国際貢献の観点から、海外の行政関係者等を対象とした研修にも協力する。

		ナー			
1月15日	栃木県	食の安全に関するリスクコミュニケーション in 県庁	食品添加物の安全性の評価	川西委員	70
1月25日	コープながの	食の安全学習会	健康食品による健康被害を防ぐために～安全を考えるポイント～	脇委員	100
2月1日	コープデリ生活協同組合連合会	食品安全・品質保証委員会 全体会	食品安全委員会の20年、これまでの歩みと今後の展望	事務局職員	70
2月2日	大阪府	食品に関するリスクコミュニケーション「食品添加物を考える」	食品添加物の安全性の評価	川西委員	150
2月8日	東京都北区保健所	北区食の安全・安心懇談会	低温調理と食中毒	香西委員	60
2月9日	横須賀市	食のセミナー2024	安全でおいしい肉の低温調理	香西委員	30
2月14日	東京都特別区職員研修所	特別区専門研修「食品衛生」	肉の低温調理について	香西委員	70
2月22日	宇都宮市保健所	食品安全講演会	低温調理と食中毒予防対策について	香西委員	150
2月28日	滋賀県	食品衛生監視員研修会	資料、アイデアを活用！リスクコミュニケーション	松永委員	20
2月29日	埼玉県	食のリスクコミュニケーション研修	食品添加物の安全性評価について	川西委員	80
2月29日	(一社)日本HACCPトレーニングセンター	JHTC主催第42回フォローアップセミナー	食品により媒介される微生物等に関する食品健康影響評価指針の改定など	山本委員長	400

(3) 訪問学習受入れ

防衛医科大学校(12月)学生の訪問学習の受け入れを行い、「食品安全について」や「食品安全を守る仕組み及び政府組織における公衆衛生人材の役割について」の講義、職員との情報交換を行った。

(4) 食の安全ダイヤルの活用

必要に応じ、隔週で開催されるリスクミ担当者会議で関係省庁(消費者庁、厚生労働省及び農林水産省)へ情報を提供した。

(3) 訪問学習受入れ

食品安全を守る仕組み等に関心のある中学生、高校生、大学生等からの訪問学習の受入れについて、積極的に対応する。

(4) 食の安全ダイヤルの活用

食の安全ダイヤルを通じて消費者等から寄せられた情報及び食品安全モニターから寄せられた危害情報については、リスクの初期情報や消費者の意見・懸念事項として、リスク管理機関と共有等し、食品の安全性の確

3 関係機関・団体との連携体制の構築
➡参考資料 2-2 (p25~26) 参照

(1) リスク管理機関との連携

- リスクコミュニケーション担当者連絡会議において、関係府省庁連携リスクコミュニケーションに関する協議や打合せ、各府省庁が開催するリスクコミュニケーションについて情報交換等を行った(25回)。
- 食品中の放射性物質について理解を深めるため、消費者庁等の関係省庁と連携し、親子参加型イベント及び意見交換会を開催した。
- 関係省庁と連携し、SNS (Facebook、X)、メルマガ等で相互の情報を周知した。

(2) 地方公共団体との連携

今年度も地方公共団体・消費者庁主催の「地方公共団体等食品安全担当職員研修会」を共催(厚労省・農水省は協力)するとともに、同研修会と併せて、地方公共団体職員向けの連絡会議を開催した。同会議にて、委員会からは松永委員が「情報、資料を活用して行うリスクコミュニケーション」をテーマに、地方公共団体が行うリスクコミュニケーションの重要性とリスクコミュニケーションの一例について解説し、また事務局からは、地方公共団体におけるリスクコミュニケーションや職員の育成等における活用を促すため、委員会 Web サイトに掲載しているコンテンツの説明を行った。

(3) 消費者団体、事業者団体、関係職能団体等との連携(円滑に情報交換できる体制の構築)

➡「第6 リスクコミュニケーション・情報発信の促進」2(2) (p13~14) 参照

(4) 報道関係者との意見交換

- 8月に「食品安全委員会 20周年記念国際シンポジウムの事前解説」、11月に「農薬の再評価に係る食品健康影響評価」をテーマに意見交換会を実施した。
- 令和6年1月、「有機フッ素化合物(PFAS)の食品健康影響評価書(案)」を公表した当日に、報道関係者向け

保やリスクコミュニケーション・情報提供の充実を図る。また、食の安全ダイヤル等を通じて消費者からよく聞かれる質問等については、ホームページや Facebook 等を通じて情報提供する。

3 関係機関・団体との連携体制の構築

(1) リスク管理機関との連携

関係省庁が、食品の安全について科学的根拠に基づく共通認識を持ち、一貫性をもった情報発信をするため、原則、隔週での関係府省の担当者によるリスクコミュニケーション担当者会議を行うほか、緊密に情報交換・調整を行う。

(2) 地方公共団体との連携

地方公共団体の食品安全担当者との間の情報連絡網を最大限活用して、学校教育関係者及び食品関係事業者に対して効果的に科学的な知識の普及啓発ができるよう、地方公共団体との連携強化を進める。(2(2)参照)

さらに、リスクコミュニケーションの取組事例の情報共有等により、リスクコミュニケーションを効果的に実施できるよう、地方公共団体との連絡会議を開催する。

(3) 消費者団体、事業者団体、関係職能団体等との連携(円滑に情報交換できる体制の構築)

消費者団体、事業者団体、関係職能団体等との間で、円滑に情報交換できる体制を構築するため、意見交換や情報提供を実施し、関係強化を図る。

特に講師派遣は、相手方の要望を踏まえ、より多くの関係者と食品安全に関する情報を交換できるように実施する。

(4) 報道関係者との意見交換

意見交換会の実施により、委員会の知名度の向上、国民への科学的知見の普及の観点から、報道関係者に対して戦略的に科学的知見を提供する体制を構築し

のブリーフィングを行った。

(5) 学術団体との連携

下記のとおり、各学会に専門分野の委員を派遣し、講義を実施。なお、食品微生物学会及び農薬学会では委員会のブースを出展した。

日付	依頼元	講演・セミナー名	テーマ	演者
5月13日	(一社) 日本糖尿病学会	第66回日本糖尿病学会年次学術集会	COVID-19 関連	脇委員
6月5日	(公社) 日本食品衛生学会	日本食品衛生学会総会・公開シンポジウム	リスク評価に基づく食中毒制御	山本委員長
9月22日	日本食品微生物学会	第44回日本食品微生物学会学術総会 特別セミナー	食品安全委員会の20年の歩みと今後の展望	山本委員長
11月11日	日本臨床栄養学会・日本臨床栄養協会	第45回日本臨床栄養学会総会・第44回日本臨床栄養協会総会・第21回大連合大会	【教育講演】代替食品・大豆たんぱく質の抗菌萎縮効果	脇委員
11月22日	(一社) AOAC 日本	AOAC 日本オンラインセミナー「食品微生物のリスク評価とハザードコントロール」	食品微生物におけるリスクと予測微生物学	山本委員長
1月24日	(一社) 日本毒性病理学会	第40回日本毒性病理学会総会・学術集会	食品中化学物質の安全性評価	浅野委員

ていく。意見交換会後も、参加した報道関係者との意見交換を密に行う。

(5) 学術団体との連携

我が国の食品安全に関する研究の充実、食品の安全に関する科学的な知識の普及及び委員会の専門委員の充実のためには学術団体との更なる連携強化が必要である。具体的には、重点化する学術分野を明確にした上で、学会において講演やブース出展等を行う。

第7 緊急の事態への対処

➡参考資料2-2 (p30) 参照

1 緊急事態への対処

食中毒等について、委員会ホームページ、Facebook 等において科学的情報の提供等を行った。

2 緊急事態への対処体制の整備

第7 緊急の事態への対処

1 緊急事態への対処

緊急事態が発生した場合には、「食品安全委員会緊急時対応指針」(平成17年4月21日食品安全委員会決定。以下「指針」という。)等を踏まえ、関係行政機関等との密接な連携の上、危害物質の毒性等の科学的知見について、関係省庁及び国民に対して迅速かつ的確に情報提供を行う等、適切に対応する。

2 緊急事態への対処体制の整備

<p>令和5年度緊急時対応訓練計画に基づき実務研修及び確認訓練を実施した。 また、夜間・休日における緊急事態の発生に備え、緊急時連絡ルートを整備し、迅速かつ効率的な連絡体制を整えた。</p> <p>3 緊急時対応訓練の実施</p> <p>令和5年1月31日の第887回委員会会合において、関係府省と連携した迅速かつ確実な初動対応を実施するための組織能力の強化と緊急時対応マニュアル等の実効性の向上を重点課題とする令和5年度緊急時対応訓練計画を決定し、これに基づいて、次のとおり実務研修と確認訓練の2本立ての訓練設計により実施した。確認訓練は消費者庁、厚生労働省、農林水産省及び警察庁も参加して行われた。</p> <p>確認訓練では、危害要因等に関する科学的知見・情報をリスク管理機関等に提供し、科学的に正しい情報を分かりやすく国民に提供する等の緊急時における食品安全委員会の役割に着目しながら、対応手順を確認した。</p> <p><実務研修></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時対応手順研修：令和5年6月9日 ・ 事例研修：令和5年11月29日 <p><確認訓練></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 確認訓練：令和5年12月20日 	<p>指針等を踏まえ、平時から、緊急時に備えた情報連絡体制の整備や、科学的知見の収集・整理、緊急時対応訓練等を実施することにより、緊急事態への対処体制の強化に努めるとともに、企画等専門調査会において、実際の緊急時対応の結果及び緊急時対応訓練の結果の検証を行い、緊急時対応の問題点や改善点等について検討し、必要に応じ、指針等の見直しを行う。</p> <p>3 緊急時対応訓練の実施</p> <p>4月～11月に、緊急時に必要となる基本的な対応手順の理解・習得を目的とした実務者研修等を行う。さらに、緊急時対応の取りまとめを担う消費者庁と連携し、実際の緊急時を想定した実践的な訓練（確認訓練）を12月を目処に行い、緊急時対応体制の実効性を確認するとともに、担当者の実践的対応能力の向上等を図る。</p>
<p>第8 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用</p> <p>➡参考資料2-2（p31）参照</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 食品の安全性の確保に関する海外の最新情報を収集・整理した上で、リスク管理機関等の関係者に毎日配付した。 ○ 収集した情報を隔週で食品安全総合情報システムに登録し、リスク管理機関等の関係者及びホームページを通じて国民に対して情報提供を行った。 ○ 食品の安全性の確保に関する情報の収集・分析・活用及び緊急時におけるリスク管理機関との連携を図るため、食品リスク情報関係府省担当者会議等を通じて食品安全に関連する関係府省庁の取組状況や食中毒等の発生状況等について情報交換を行った。 ○ 緊急事態に備え、任期満了に伴う各専門委員選任にあわせて、専門委員の連絡先の確認を行った。 ○ 国立医薬品食品衛生研究所と連携し、それぞれが収集した食品安全に関する情報を事務局内に共有した。 	<p>第8 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用</p> <p>国内外の食品の安全性の確保に関する科学的情報として、国際機関、海外の政府関係機関の公式発表や学術誌に掲載された論文等の情報を毎日収集する。</p> <p>収集した情報については、国民やリスク管理機関などのニーズに対応できるような的確に整理した上で「食品安全総合情報システム」（委員会のホームページ上の情報検索用データベースシステム）へ登録し、国民に対する情報提供、リスク管理機関等との情報共有を行う。</p> <p>加えて、食品健康影響評価や緊急時の対応等において、専門家等の専門知識の活用を図る観点から、専門情報の提供に協力いただける専門家や関係機能団体等との連絡体制を確保し、情報交換等を行う。</p>

第9 国際協調の推進

➡参考資料2-2 (p32) 参照

1 国際会議等への委員及び事務局職員の派遣

コーデックス委員会、その他の食品安全に関する国際会議等（ウェブ会議システム等を利用した会議を含む。）に委員、専門委員及び事務局職員が参加し、意見交換・情報収集を行った（国際会議等12回）。

- ・ 5月 FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議（JMPR）トレーニングコース（カナダ）
WHOエキスパートとして委員1名及び事務局職員1名が参加
- ・ 7月 国際食品保全学会年次学会（IAFP）2023（カナダ）
情報収集のため委員1名及び事務局職員1名が参加
- ・ 8月 第12回生命科学における動物実験代替法に関する国際会議（カナダ）
情報収集のため委員1名が参加
- ・ 9月 レギュラトリーサイエンスに関する国際会議（GSRS）2023（イタリア）
意見交換及び情報収集のため委員1名及び事務局職員3名が参加
- ・ 9月 JMPR（米国）
WHOエキスパートとして委員1名及び事務局職員1名が参加
- ・ 9月 EUROTOX2023（スロベニア）
情報収集のため事務局職員1名が参加
- ・ 10月 ニュージーランド食品基準機関FSANZとの意見交換会、培養肉製造企業訪問（オーストラリア・ニュージーランド）
意見交換及び情報収集のため委員1名及び事務局職員1名が参加
- ・ 10月 シンガポール食品庁（SFA）主催 新規食品規制に関する座談会（シンガポール）
意見交換及び情報収集のため委員1名及び事務局職員1名が参加
- ・ 12月 国際アレルギー学会（WAC）（タイ）
情報収集のため委員1名及び事務局職員1名が参加
- ・ 2月 第39回OECD農薬作業部会（フランス）
意見交換及び情報収集のため事務局職員1名が参加
- ・ 3月 第63回米国毒性学会（米国）
意見交換及び情報収集のため委員1名及び事務局職員3名が参加

コーデックス委員会

- ・ 4月 第16回食品汚染物質部会
政府代表団として事務局職員1名が参加

第9 国際協調の推進

国際的な貢献や科学的知見の充実、海外の機関との連携・協力体制の強化など国際協調を推進するため、以下の取組を行う。

1 国際会議等への委員及び事務局職員の派遣

以下のスケジュールで開催される国際会議等（ウェブ会議システム等を利用した会議を含む。）に委員、専門委員及び事務局職員を派遣する。

2023年5月 JMPRトレーニングコース

7月 国際食品保全学会年次学会（IAFP）2023

9月 EUROTOX2023

9月

レギュラトリーサイエンスに関する国際会議（GSRS）2023

9月 JMPR

2024年3月 米国毒性学会（SOT）

また、必要に応じ、このスケジュールのほかに開催されることとなったコーデックス委員会各部会、国際会合等に委員等を派遣する。

2 海外の研究者等の招へい

8月に、東京農業大学食品安全研究センターと共催で、欧州食品安全機関（E F S A）より専門家を招待し、細胞性食品のリスク評価に関するワークショップを開催し、リスク評価に関する知見の充実を図った。

3 海外の食品安全機関等との連携強化

6月にパラグアイ国立植物・種子品質・検疫機構（S E N A V E）の政府関係者の訪問があり、日本の食品安全に係るリスク評価の仕組みについて紹介し、また8月にE F S Aと定期会合を開催し、海外の食品安全機関等との連携強化を図った。

9月に開催した委員会20周年記念シンポジウムにおいては、S F A、米国食品医薬庁（F D A）、E F S A、O E C Dから政府関係者や専門家を招待し、リスク評価機関が今後直面する新たな課題や新たな評価手法の導入に係るディスカッションを通してリスク評価に係る国際的な知見及び動向について理解を深めるとともに、これらの食品安全機関等との連携強化を図った。

このほか、各国の食品安全に係るリスク評価・管理機関担当者がメンバーとなっているリエゾングループ（リスクコミュニケーション（I R C L G）、化学物質（I F C S L G）、微生物（I M F S L G）、リスク評価手法（I L M E R A C））に参加して、情報提供及び情報収集し、その会議結果の情報共有を行った。

4 海外への情報発信

英語版ホームページに、評価が終了した食品健康影響評価の要約及び海外からの関心も高いと思われる評価指針等の英訳を掲載した。

委員会の英文電子ジャーナルである「Food Safety - The Official Journal of Food Safety Commission」について、vol. 11 No. 2（6月）、vol. 11 No. 3（9月）、vol. 11 No. 4（12月）及びvol. 12 No. 1（2023年3月）を科学技術情報発信・流通総合システムJ-STAGEに掲載した。また、これらは、2016年3月以降に発行したバックナンバーも含め、PubMed Central（PMC）に掲載され、国内外へ広く情報発信された。

2 海外の研究者等の招へい

新型コロナウイルス感染症の状況を注視し、海外の食品安全に係る研究者及び専門家を招へいし、食品の安全性の確保に関する施策の策定に必要な科学的知見の充実を図る。なお、海外から専門家を招へいできない状況が続く場合は、ウェブ会議システム等を利用して情報交換等を実施する。

3 海外の食品安全機関等との連携強化

海外の食品安全機関等との連携強化を図るため、ウェブ会議システムやメール等を利用し、食品健康影響評価に関する情報交換等を実施する。また、必要に応じ、委員会と既に協力文書を締結している欧州食品安全機関（E F S A）、豪州・ニュージーランド食品基準機関（F S A N Z）、ポルトガル経済食品安全庁（A S A E）、フランス食品環境労働衛生安全庁（A N S E S）、ドイツ連邦リスク評価研究所（B f R）及びデンマーク工科大学（D T U）と連携強化のための会合（ウェブ会議システム等を利用した会議を含む。）を開催するとともに、米国食品医薬品庁（F D A）、アジア諸国の食品安全機関等の他の外国政府機関との情報交換、連携の構築を行う。その一環として、令和5年の委員会の設立20周年を記念して、海外のリスク評価に係る機関を招いた国際シンポジウムを開催する。

4 海外への情報発信

食品健康影響評価の概要、食品安全確保総合調査及び食品健康影響評価技術研究の成果等の英訳を行い、順次英語版ホームページに掲載する。

食品安全に関する論文及び食品健康影響評価書の概要等の英訳を掲載する英文ジャーナル「Food Safety-The Official Journal of Food Safety Commission of Japan」を年4回発行するとともに、バックナンバーも含めた本ジャーナルのPubMed Central（PMC）への掲載を通じて、国内外に広く情報発信していく。